

令和3年度

子育てのための 施設等利用給付認定に係る現況届のご案内

施設等利用給付認定の利用にあたり、世帯状況や保育の必要性について、現況の確認を行います。本案内をご確認いただき、必要書類のご提出にご協力をお願いします。

対象施設・事業

- ・私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園（預かり保育事業を含む）
- ・特別支援学校幼稚部（預かり保育事業を含む）
- ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業

(1) 提出書類

| 現在の認定区分 | ①現況届 | ②保育の必要性を証明する書類 (就労証明書等) 【※注1】 |
|-----------|------|-------------------------------------|
| 1号認定 | 必要 | 不要 |
| 2号認定 | 必要 | 必要(P. 2) |
| 3号認定【※注2】 | 必要 | 必要(P. 2) |

※注1：2人以上同時に施設を利用中の場合は、上記②の書類の添付は1部ずつで構いません。(弟妹分は省略可能) ぎょうだいが別々の施設を利用中の場合は、現況届はそれぞれの提出先に、上記②の書類は上のお子さんの現況届へ添付のうえご提出ください。

※注2：3号認定は、市区町村民税非課税世帯が対象となります。

保護者のいずれかの令和3年1月1日時点の住所地が高知市でない場合には、個人番号(マイナンバー)による情報照会の手続きにより、必要な情報を関係機関へ照会を行います。情報照会で確認がとれない場合は、市区町村民税課税証明書(収入・控除額及びその内訳・均等割額・所得割額の全てが記載されたもの)の提出を別途ご依頼させていただく場合があります。

(2) 提出先

- ① 私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園の方は利用中の施設 【※注3】
- ② 私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園以外の施設の方は保育幼稚園課(郵送可)

※注3：保育幼稚園課へ「親展扱い」で提出を希望する方は、書類を封筒に入れ、表に利用中の施設名、児童の氏名・生年月日、「親展扱い」と記載し、封緘の上、利用中の施設へご提出ください。

※ご提出いただいた書類は、施設等利用給付認定に関する事務以外の目的には使用しません。

(3) 提出期日…令和3年6月25日(金)

※添付書類が提出期限までに揃わない場合は、期日までに提出可能な書類のみ先に提出先へ提出し、不足書類は整い次第、直接保育幼稚園課にご提出ください。(郵送可)

< 目次 >

| | | |
|-----|-----------------|--------|
| 1 | 現況届 | P. 1 |
| 2 | 施設等利用給付認定 | P. 1 |
| 3 | 保育の必要性を証明する書類 | P. 2 |
| 資料 | 現況届記入例 | P. 3~4 |
| 様式 | 施設等利用給付認定に係る現況届 | |
| 様式① | 就労(予定)証明書 | |
| 様式② | 診断書 | |
| 様式③ | 介護(看護)状況確認書 | |



参考：令和3年度 教育・保育施設のクラス編成

| クラス | 生年月日 |
|-------------|-----------------------------------|
| 5歳児クラス | 平成27年(2015年)4月2日～平成28年(2016年)4月1日 |
| 4歳児クラス | 平成28年(2016年)4月2日～平成29年(2017年)4月1日 |
| 3歳児クラス | 平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日 |
| 2歳児・満3歳児クラス | 平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日 |
| 1歳児クラス | 平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日 |
| 0歳児クラス | 令和2年(2020年)4月2日～ |

※ クラス年齢は、令和3年4月1日時点での年齢です。届出時点で上記のクラス年齢に達していても、認定は4月1日時点での年齢のクラスとなります。

この案内についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高知市保育幼稚園課 入所担当

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

TEL：088-823-4012

1 現況届

年に1度、認定を受けたお子さんの家庭を対象に、「現況届」を提出していただき、施設利用に係る世帯状況及び認定事由・有効期間等の確認を行います。確認に際して、有効期間の短縮や書類の追加または再提出が必要となる場合があります。虚偽の記載や不正な書類があった場合は、認定を取り消します。(子ども・子育て支援法第30条の9)

提出がない場合、受給資格の確認がとれず、施設等利用給付認定の継続ができない場合もありますのでご注意ください。

2 施設等利用給付認定

施設等利用給付認定とは、教育・保育の必要性を確認するために行う手続きで、お子さんの年齢(クラス年齢)や保育の必要性等に応じて1号から3号までの認定区分があります。

(1) 認定区分

| 認定区分 | 対象となる方(すべての条件を満たす方が対象) | 対象施設・事業 |
|-------------|---|---|
| 1号 【※注1】 | <ul style="list-style-type: none"> 満3歳～5歳児クラスのお子さん 保育を必要とする事由が<u>ない</u>お子さん | <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園(私学助成・国立大附属) 特別支援学校幼稚部 |
| 2号 | <ul style="list-style-type: none"> 3～5歳児クラスのお子さん 保育を必要とする事由が<u>ある</u>お子さん | <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園(私学助成・国立大附属) 特別支援学校幼稚部 |
| 3号 【※注1】 | <ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児及び満3歳児クラスのお子さん 保育を必要とする事由が<u>ある</u>お子さん 市区町村民税非課税世帯のお子さん | <ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 |

※注1 幼稚園または特別支援学校幼稚部の満3歳児クラスで、保育を必要とする事由がある、市区町村民税課税世帯のおさんは1号となります。

(2) 保育を必要とする事由

2号…3～5歳児クラスのお子さん

3号…0～2歳児クラスまたは満3歳児クラスの市区町村民税非課税世帯のお子さん

| No. | 保育を必要とする事由 | 認定区分 | 認定の有効期間 |
|-----|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 就労 (自営業・内職を含む) | 2号 | 小学校就学まで |
| | | 3号 | 0～2歳児クラスまたは満3歳児クラスまで |
| 2 | 妊娠・出産(産前産後2か月間) | 2号 | 産前産後それぞれ8週(2か月間) |
| | | 3号 | |
| 3 | 妊娠・出産(産前産後3～6か月間) ※認定事由は「市長が認める事由」となります。 | 2号 | 産前産後それぞれ3～6か月間 |
| | | 3号 | |
| 4 | 保護者の病気・障害 | 2号 | 障害者手帳等の有期日付または診断書の治療期間の終了日が属する月の末日まで |
| | | 3号 | |
| 5 | 同居または長期入院等している親族の看護・介護 | 2号 | 卒業または修了予定日が属する月の末日まで |
| | | 3号 | |
| 6 | 就学(職業訓練を含む) | 2号 | 卒業または修了予定日が属する月の末日まで |
| | | 3号 | |
| 7 | 求職活動(起業準備を含む) | 2号 | 3か月間 |
| | | 3号 | |
| 8 | 災害復旧 | 2号 | 小学校就学まで |
| | | 3号 | 0～2歳児クラスまたは満3歳児クラスまで |
| 9 | 育児休業 ※既に保育施設を利用しているお子さんのみ | 2号 | 育児休業の対象児童が1歳に達する日の属する年度の末日まで |
| | | 3号 | |

3 保育の必要性を証明する書類 ※2・3号認定の方のみ

2人以上同時に施設を利用中の場合、弟妹児の添付書類は省略可能です。
その際は、上のお子さんの現況届に添付してください。（現況届はお子さん1人につき1枚必要です。）

| 父母の状況 (保育を必要とする事由) | | 必要な添付書類 (保育の必要性を証明する書類) | 記入者 |
|-----------------------|--------|---|------------|
| 居宅外労働 【※注1】 | 就労中・内定 | 就労証明書<様式①> | 雇用主 |
| | 産休・育休中 | 就労証明書<様式①> ※産前産後休暇・育児休業期間の記載があるもの | |
| 自営業 内職 【※注1】 | 自営業中心者 | 就労証明書<様式①> +営業の確認ができる書類の写し (営業許可証, 開業届, 登記事項証明書等いずれか1点。 なければ確定申告書でも可。) | 自営業 中心者 |
| | 自営業協力者 | 就労証明書<様式①> | |
| 妊娠・出産 | | 母子健康手帳の写し ※表紙+出産(分娩)予定日の記載ページ | |
| 病気・障害 | | 診断書<様式②>または障害者手帳, 療育手帳等の写し (いずれか1点)【※注2】 | |
| 看護・介護 | | 要介護・要看護者の診断書<様式②>または障害者手帳, 療育手帳等の写し(いずれか1点)【※注2】 +介護(看護)状況確認書<様式③> | |
| 就学(職業訓練を含む) | | 学生証, 職業訓練受講指示書等の写し(いずれか1点) +カリキュラム等就学時間が分かる書類の写し | |
| 求職活動(起業準備を含む) | | | |
| 災害復旧 | | 罹災証明書等 | |

※注1：就労者自身が事業所(法人)の代表者または経営者である場合は、事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり、営業の確認ができる書類の写しが必要です。

※注2：障害者手帳等を添付の場合、障害名・等級の内容によっては、診断書の提出を依頼する場合があります。